

平成28年9月23日

広島県福山市花園町1丁目3番9号

花園クリニック

院長 榎崎 幹雄 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

適格消費者団体 NPO法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英一

TEL : 086-230-1316

HP : <http://okayama-con.net/>



## 申 入 書

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為、不当条項の使用の中止の申し入れ及び団体訴権行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人ウェブサイトをご参照ください）。

さて、当法人に対して消費者から、貴クリニックでは、がんの免疫療法である樹状細胞療法による治療の契約に関し、その治療費を全額前払いとした上で、治療を開始する前や、途中で治療を中止する場合でも、成分採血後はその治療費が全額自己負担となり、患者が前払いした治療費は一切返還されない旨の契約条項（以下、「治療費不返還条項」という）が使用されているとの情報提供がなされました。

当法人において、当該情報提供にもとづき、貴クリニック作成に係る「『花園クリニック治療同意書』（第8版）改訂日（2009/4/1）」（以下、「本件同意書」という）にて、その内容を確認させて頂きましたところ<sup>1</sup>、本件同意書には治療費不返還条項が存し、当該条項が消費者契約法に抵触していると判断しました。

<sup>1</sup> 当法人より貴クリニックに対して、平成26年5月22日付け「樹状細胞療法にかかる契約書面等の開示のお願い」、平成28年5月11日付け「樹状細胞療法にかかる契約書面等の開示のお願い（再）」により、樹状細胞療法を行う際に使用されている契約書、同意書、説明文書などの契約書類やパンフレット等の患者の方への配布物などの資料の開示をお願い致しましたが、現在まで開示がなされていないため、消費者から提供された資料を検討させて頂きました。

そこで、当法人は、貴クリニックに対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申し入れに対する貴クリニックのお考え・ご対応を、文書にて、平成28年年10月末日までに、当法人にご回答下さい。なお、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことを予め申し添えます。

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

治療費不返還条項についてその使用を中止すること、又は、当該条項を消費者契約法9条1号に反しない適正な内容とすることを求めます。

#### 第2 申入れの理由

本件同意書には、「進行がん・末期がんの場合、貴クリニックで治療が開始する前、あるいは治療中にもかかわらず、病気の自然経過・進行による突然の症状の悪化等によって予定していた治療が遂行できなかった場合、または予期せぬ副作用などによって予定していた治療ができなかった場合があることを十分理解した上で治療に臨みます。その際、細胞の培養作業等によって既に発生した治療費用は返金しないことに同意いたします（※樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。）」との記載があり、治療費不返還条項が存します。

本件同意書の適用対象となる治療契約は、役務の提供を内容とする準委任契約と評価されるのですが、民法は、役務の提供を内容とする準委任契約は、いつでも相手方の実損害を賠償して中途解約できる旨を定めていることからすると（民法651条）、本件の治療費不返還条項は、医療契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めの性質を有するものと解されます（最高裁平成18年11月27日第二小法廷判決・民集60巻9号3437頁）。

そして、消費者契約法9条1号では、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金の定める条項であって、これらを合算した額が、当該事項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分の条項は無効とする旨を定めています。

これを本件の治療費不返還条項についてみると、「樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額負担になります。」との内容が含まれていますが、樹状細胞療法の治療には、成分採血後に、医薬品の製造と同レベルの厳しい基準による樹状細胞の培養、管理及び培養検査、

1クール5～7回分のワクチン投与等が予定され、これらも治療契約の内容となっています。また、成分採血に要する時間はわずか2時間程度との説明がなされています。

そうすると、少なくとも成分採血の終了時に解除がなされても、貴クリニックに治療費全額（提供資料によれば147万円）に相当する「平均的な損害」が発生しないことは明らかであり、成分採血後は治療費が全く返還されないとする本件の治療費不返還条項は少なくともその一部が消費者契約法9条1号の規定に反して無効です。

したがって、申入れの趣旨記載のとおりの対応を求めるため、本申し入れを行う次第です。

以 上